

## 平成26年第2回定例会議録目次

平成26年11月26日（水曜日）

|  |    |
|--|----|
| ○ 議事日程第1号  | 3  |
| ○ 本日の会議に付した事件  | 4  |
| ○ 出席議員   | 4  |
| ○ 説明のため出席した者   | 4  |
| ○ 職務のため出席した事務局職員   | 5  |
| ○ 開 会  | 6  |
| ○ 日程第1 会議録署名議員の指名  | 6  |
| ○ 日程第2 会期の決定   | 6  |
| ○ 日程第3 一般質問  | 6  |
| ○ 日程第4 認定第1号 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第24 議案第31号 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第2号） | 15 |
| ○ 日程第4 認定第1号 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について  | 18 |
| ○ 日程第5 認定第2号 平成25年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について  | 19 |
| ○ 日程第6 認定第3号 平成25年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について  | 19 |
| ○ 日程第7 認定第4号 平成25年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について  | 20 |
| ○ 日程第8 認定第5号 平成25年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について  | 22 |
| ○ 日程第9 認定第6号 平成25年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について   | 23 |
| ○ 日程第10 議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について  | 23 |
| ○ 日程第11 議案第19号 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）  | 24 |
| ○ 日程第12 議案第20号 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）  | 24 |
| ○ 日程第13 議案第21号 平成26年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）  | 24 |
| ○ 日程第14 議案第22号 平成26年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）  | 25 |
| ○ 日程第15 議案第23号 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）  | 25 |

|   |    |
|---|----|
| ○ 日程第 16 議案第 24 号 平成 26 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号） | 26 |
| ○ 日程第 17 同意第 4 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について                        | 26 |
| ○ 日程第 18 議案第 25 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 27 |
| ○ 日程第 19 議案第 26 号 平成 26 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）              | 27 |
| ○ 日程第 20 議案第 27 号 平成 26 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）            | 27 |
| ○ 日程第 21 議案第 28 号 平成 26 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）          | 28 |
| ○ 日程第 22 議案第 29 号 平成 26 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 2 号）            | 28 |
| ○ 日程第 23 議案第 30 号 平成 26 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第 2 号）            | 29 |
| ○ 日程第 24 議案第 31 号 平成 26 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 2 号） | 29 |
| ○ 日程第 25 議員提出議案第 1 号 十和田地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について           | 30 |
| ○ 閉 会   | 30 |

平成26年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 平成26年11月26日

閉会 平成26年11月26日

| 議案番号   | 件名   | 議決月日   | 議決結果 |
|--------|--|--------|------|
| 認定第1号  | 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について                 | 11月26日 | 認定   |
| 認定第2号  | 平成25年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について               | 〃      | 〃    |
| 認定第3号  | 平成25年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について             | 〃      | 〃    |
| 認定第4号  | 平成25年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について               | 〃      | 〃    |
| 認定第5号  | 平成25年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について               | 〃      | 〃    |
| 認定第6号  | 平成25年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について    | 〃      | 〃    |
| 議案第18号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について | 〃      | 原案可決 |
| 議案第19号 | 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）                     | 〃      | 〃    |
| 議案第20号 | 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）                   | 〃      | 〃    |
| 議案第21号 | 平成26年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）                 | 〃      | 〃    |
| 議案第22号 | 平成26年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）                   | 〃      | 〃    |
| 議案第23号 | 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）                   | 〃      | 〃    |
| 議案第24号 | 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）        | 〃      | 〃    |
| 同意第4号  | 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について                          | 〃      | 同意   |
| 議案第25号 | 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 〃      | 原案可決 |

| 議案番号      | 件名  | 議決月日 | 議決結果 |
|-----------|---|------|------|
| 議案第26号    | 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）              | 〃    | 〃    |
| 議案第27号    | 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）            | 〃    | 〃    |
| 議案第28号    | 平成26年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）          | 〃    | 〃    |
| 議案第29号    | 平成26年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）            | 〃    | 〃    |
| 議案第30号    | 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第2号）            | 〃    | 〃    |
| 議案第31号    | 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第2号） | 〃    | 〃    |
| 議員提出議案第1号 | 十和田地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について          | 〃    | 〃    |

## 議事日程第1号

平成26年11月26日(水)午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 認定第1号 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 認定第2号 平成25年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定第3号 平成25年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 認定第4号 平成25年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第5号 平成25年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第6号 平成25年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第19号 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第20号 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第21号 平成26年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第22号 平成26年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第23号 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第24号 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17 同意第4号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について
- 第18 議案第25号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第26号 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 第20 議案第27号 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)
- 第21 議案第28号 平成26年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)

- 第 2 2 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 第 2 3 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 第 2 4 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託  
事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 5 議員提出議案第 1 号 十和田地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する  
規則の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 ( 1 5 名)

- |       |    |   |    |   |   |
|-------|----|---|----|---|---|
| 1 番   | 舩  | 甚 | 英  | 文 | 君 |
| 2 番   | 堰野 | 端 | 展  | 雄 | 君 |
| 3 番   | 杉  | 山 | 茂  | 夫 | 君 |
| 4 番   | 下  | 田 | 敏  | 美 | 君 |
| 5 番   | 高  | 坂 | 隆  | 雄 | 君 |
| 6 番   | 檜  | 山 |    | 忠 | 君 |
| 7 番   | 櫻  | 田 | 博  | 幸 | 君 |
| 8 番   | 工  | 藤 | 正  | 廣 | 君 |
| 9 番   | 川  | 村 | 重  | 光 | 君 |
| 1 0 番 | 河  | 野 |    | 豊 | 君 |
| 1 1 番 | 古  | 田 | 陸  | 夫 | 君 |
| 1 2 番 | 細  | 川 | 真理 | 子 | 君 |
| 1 3 番 | 石  | 橋 | 義  | 雄 | 君 |
| 1 4 番 | 杉  | 山 | 道  | 夫 | 君 |
| 1 5 番 | 野  | 月 | 忠  | 見 | 君 |

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

- |   |   |   |     |     |         |     |   |
|---|---|---|-----|-----|---------|-----|---|
| 管 | 理 | 者 | 小山田 | 久   | 君       |     |   |
| 副 | 管 | 理 | 者   | 吉   | 田       | 豊   | 君 |
| 副 | 管 | 理 | 者   | 三   | 村       | 正太郎 | 君 |
| 副 | 管 | 理 | 者   | (代理 | 五戸町副町長) |     |   |

|             |     |     |     |
|-------------|-----|-----|-----|
|             | 鳥谷部 | 禮三郎 | 君   |
| 副 管 理 者     | 須 藤 | 良 美 | 君   |
| 副 管 理 者     | 西 村 | 雅 博 | 君   |
| 事 務 局 長     | 漆 坂 | 直 樹 | 君   |
| 消 防 長       | 沼 田 | 隆 志 | 君   |
| 次 長         | 東大野 | 達 也 | 君   |
| 庶 務 課 長     | 竹ヶ原 | 英 夫 | 君   |
| 警 防 課 長     | 森   | 一 仁 | 君   |
| 予 防 課 長     | 高 野 | 明 広 | 君   |
| 消防通信指令課長    | 古 館 | 正 樹 | 君   |
| 十和田消防署長     | 樋 口 | 信 登 | 君   |
| 六 戸 消 防 署 長 | 米 田 | 悟   | 君   |
| 十和田湖消防署長    | 高 森 | 仁 史 | 君   |
| 会 計 管 理 者   | 澤 頭 | 正 人 | 君   |
| 監 査 委 員     | 高 野 | 洋   | 三 君 |
| 監査委員事務局長    | 平   | 勉   | 君   |
| 教育委員会委員長    | 小野寺 | 功   | 君   |
| 教 育 長       | 米 田 | 省 三 | 君   |
| 教 育 部 長     | 母良田 | 篤 夫 | 君   |
| 教 育 総 務 課 長 | 中 山 | 信 義 | 君   |
| 学校給食センター所長  | 福 沢 | 健 悦 | 君   |
| 業 務 課 長     | 甲 田 | 信 二 | 君   |
| 総 務 課 長     | 佐々木 | 誠   | 君   |

---

職務のため出席した事務局職員

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 課 長 補 佐 | 柴 宮 | 一 成 |
| 係 長     | 小笠原 | 誓 子 |
| 主 任 主 査 | 荒 岡 | 博 之 |
| 主 査     | 椛 本 | 大 晶 |

---

## 開 会

午後 2 時 2 6 分 開会

- 議長（野月忠見君） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただいまから平成 2 6 年 1 1 月 6 日告示招集されました平成 2 6 年第 2 回十和田地域  
広域事務組合議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまい  
ります。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（野月忠見君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、5 番高坂隆雄君、6 番檜山忠君  
を指名をいたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

- 議長（野月忠見君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。これにご異議あり  
ませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

### 日程第 3 一般質問

- 議長（野月忠見君） 日程第 3、一般質問を行います。  
質問は、通告により議長において指名します。  
なお、あらかじめ申し添えておきますが、再質問は会議規則第 5 6 条の規定により 2  
回までとし、発言時間は会議規則第 5 7 条第 1 項の規定により 6 0 分以内としますので、  
ご協力願います。  
それでは、指名いたします。  
1 4 番杉山道夫君。  
○1 4 番（杉山道夫君） それでは、通告によりまして質問を行いたいと思えます。  
だんだん怠けるようになって、原稿書がなくなっていましたので、どういにかは  
わかりませんが、口頭で質問したいと思えます。私ども当議会の両常任委員会では、1  
0 月の末に、全員かどうかわかりませんが、皆さんと一緒に北海道に視察に行ってい  
ました。消防関係では、今全国的に進めている広域化、青森県の場合というか上十三  
地区の場合はまだ必ずしも完全な形にはなっていないのですが、一部通信指令関係を合  
同であるようになってきていると。ただ、本当のいわゆる総合的な広域化というのは進んで



いません。そういうことを勉強してまいりました。そのことについてもいろいろ説明を受けましたが、私はきょうここで聞きたいのは、通告書の中にもありますように、ちょうど行った石狩市の北部地区消防事務組合ですが、そこで新しくつくった消防署の支署を見学することができました。ちょうどこの形と言ったらいいでしょうか、実質的には十和田市が抱える問題なのですが、十和田湖署も何か築後40年以上たっているということで、先般耐震性を調べたらやっぱり公共施設としては基準値以下だということで、現在十和田市でもいろいろと計画をして進めています。それで、十和田市の場合は合併事業に含めて、今度5年間延長された中の新しい事業として盛られているのです。そう見ますと、あと来年度から見れば5年間、逆算するというと最終年度に、例えば建築が完了するということになれば、当然その前には実施計画ができて予算要求等もしなければならぬ。その実施設計ができるためには、多分場所が確定していないと、その場所に合わせた消防自動車の向きやいろんなところを決めていかないといけないわけです。消防施設ですから、他の施設のように、その間休んでいて、ここに建てかえるというわけにはちょっといかないでしょう。当然に他のところへ新しくつくらなければならないという流れになるのです。そうすれば、当然そこにかかわって用地買収という問題も出てくる。用地は、多分こちらの計画だけでいくものではない。相手があれば同意も得なければならないので、そういう形なども来年度あたりから動かなければならないのかなという思いを实はしたもので、せっかくこの前石狩の新港支署でしたか、というところを見てきたことでもあるし、この際取り上げてみようということで、1つ目は十和田湖消防署の建築にかかわって、基本的な事項を聞いておこうかなということで取り上げました。

私が聞きたいのは、多分いろんなことを整備する。この前視察した石狩の場合は、広い用地で、近くには苫小牧の何か油のスタンド、あれはパイプラインでつながっているそうです。太平洋のほうで海が荒れると日本海側に入りやすいというようなこともあって、あの距離をずっとつないでいる。あるいはLPガスのタンクもある。そういうような形で、うちとは同じではないのですが、かなりそういうことを万一事故を起こせばということで、それに対応した施設整備、新しくできたことですから、ポンプ車も含めて全部ということで、幾らか対象となったか覚えていますか。13億とか、全部でたしかそのぐらいのお金だったと思うのです。

うちの今度の十和田湖署の場合は、現に動いているところですから、もちろん古いこと等については対応しなければならないと思うのですが、用地の買収というのはしなければならぬ。例えば現在地を利用するにしても何か両脇を見ると、確かに個人の土地ですが、随分広さがあるのです。どっちかから了解得られれば、盛り土は必要なようですが、そこに新しく建てて、今あるほうを解体すれば、何かいろんなスペースを利用できるのかなと勝手に考えていました。もちろんあそこは十和田湖支所の近くですから、公的な土地もあちこちに見えますから、これはいろんな協議の中で実質的には決まっていこうと思うのですが、私は今度そういう考えの中で見たときに、多分人口規模だとか配置備品、器具等によって、ある程度の面積が必要だと思うのですが、こういうのというのは多分消防庁でもこれぐらいのところはこれぐらいという、最低というか基準的なこと等もあると思うのですが、どういうものがまず必要とされているのか、そしてこれは

財源の裏づけがないと確定しないでしょうけれども、消防署という専門的な立場で見たときには望ましい規模なり用地の広さなりあるのでないかなと思うので、確定でない自分でもわかっていますので、そういう条件の中で結構ですので、答えられるのであれば、基本的な十和田湖署の建築に進めていく手順あるいは考え方等を示してもらいたいというのが第1点目であります。

それから、2点目は、同じ視察で新港支署を見学に行ったときに、私も初めて改めて知ったのですが、何か港が近いから水中訓練もしていると。冬は寒くて大変だというお話を聞いて、なるほど、実際そうなのだろうなと思って、うちも十和田湖を抱えているし、その他にも川もないわけではないし、万一のときには、これはいざとなれば消防が対応するということになるのだろうと。なかなかふだんも火災の放水とか、そんなのは私らも目にするけれども、現地で具体的に訓練している水中訓練とかというのはどういうふうに行われているのだろうなということで、みんなで勉強して理解するためにも、例えばどういう規模の災害を想定して、現にどういう訓練が行われているのかということをお聞きしたいと思います。

それとかかわって、当然に山というか、山岳の遭難ということもあり得ます。この前御嶽山の大きい噴火があったけれども、あれほどのことはなかなかないにしても、冬山で遭難というのは、これは毎年のように大小はあっても起こっていることですし、当然発生場所によっては十和田市の消防も対応しなければならないのだろうと考えて、あるいはまた冬でなくても山菜とり、キノコとりで遭難しているというのも、これは間々あることです。こういうことに向けての訓練というのは、実際どういうふうに行われているのだろうなということがあったので、この機会ですので、ぜひ山岳遭難等にかかわっての想定される災害及びその訓練というのは、現状どう行われているのかを知りたいと思います。

3点目は、何か制度を見ると、今新しく力を入れている形の中で違対象物に係る公表制度というのを消防庁では実施している。わかりやすく言うと、消防法上でいろんな定め違反して、多分現実的な問題としては何度も注意しても直さないとかというようなときに行うのだと思うが公表制度というのが認められているのです。これは、何かおよそ1年ぐらい前に消防庁が各都道府県や指定都市等に通達を出しているようなのですが、何か余りまだ市町村段階まではおりにきていないのかなという気もしないではないのですが、やるとなれば、火災予防条例か何かにそういう項目を入れることになると思うのですが、違対象物の公表制度の動きについては、現在どういう状況に事態が進んでいるのか。それは、当然に違反物件というか、そういうのがあった場合に活用する制度なわけですが、当市の違反物件の現状というのはどういう状況にあるかということをお聞きしたいと思います。

次の人事行政についてです。これは、うちの十和田市議会のときにも若干ただしましたので、十和田市の例で多分ここも行っているので、基本的な部分はある程度理解をしました。私があえて取り上げるのは、総選挙を迎えます。安倍さんが消費税を上げるのを延ばすということで選挙をしていくことで大義がないという人もあるし、いやいやこれまでの2年間の実績を評価するという見方の人もいます。これは人それぞれ。ただ、私もぜひ進めてほしいというのは景気の回復です。ただ、現実にこれまでやってきたの

を見ると、産業を活性化するそのものではなくて、マネーゲームみたいなことで資金を市場にたくさん出す。これも刺激になるし、それがいい方向に進めば、望むような経済発展というのもあるのかなと思うのだけれども、今までのところは経済の中身全体が動くというところまでは全体としてはいっていない。円安を利用した輸出産業のところが利益を上げているというのはそのとおりだ。やっぱり安倍さんも気づいているというか、感じているのは、内需を拡大して地域全体でいかないと、地方までは活性化しないようだとということで、大企業などにも給料を上げてくれと、春闘のときにも上げてくれと、こう要請しているのです。そこで給料が上がっていけば、やっぱり成長が伸びていく。それは、私は正しいと思うのです。ただし、果たして民間だけが今の経済を好転させるために給料高くすれば済むのか。決してそうではないと思います。小さい市町村に行けば行くほど、市町村で働いている職員もそれなりに地域に影響がある。ただ、正式な職員というのは、人事院の勧告を受けながら上下をしているわけですので、それをさらにということは特別な事情がないとできないことで、そう簡単にはいきません。ただ、非常勤というか、非正規と言えいいか、そういう職種のところは、まだ市町村が財政厳しいけれども、その給料で一人一人が生きているのだということを考えれば、上げようという考えに立てば上げられない実態ではない。

十和田市の場合は単労職の高校卒程度を中心にして、それが動くから、人事院の勧告によって上下になれば、連結して上下するということであって、もともとの単労職の高卒に位置づけることの根拠が薄いと実は私は思っているのです。一旦決まってしまうと、その後の変動はある程度市町村が行っている制度は連結して上下が出るという形ですけども、問題はさっきも言ったように今大変地方も含めて景気が悪い。内需を拡大したい、給料を上げてくれ、市町村は対応する方法がないのか。民間だけが景気を回復することに協力すれば、我が国の経済が回復していくのか。私はそうではないと思う。民間ももちろん協力してほしいですが、市町村だって可能なことは協力していいと思うのです。特に非正規的な、臨時的な立場の皆さんは、この地域の他の民間に比べて、同じ条件にしたときには高いのかもしれないけれども、やっぱりちょっとその辺も考えていいのではないかなということで、あえてここの広域事務組合が抱えている、1つは学校給食の非常勤、期間業務といっていますが、調理員の皆さんがそういう立場にありますので、この方々の給料の実態はどれぐらいなのか。

同じように通していきますが、清掃、ごみの運搬は今は委託という形です。委託を発注するにも当然にどれぐらいの人数を必要として、どれぐらい働くということで人件費を積算しています。これは、必ずしもそのくらい払っているという意味ではないのです。積算しています。この積算は、どれぐらいに見ているのか。

それから、火葬事業の場合は指定管理です。これも委託であろうが、指定管理であろうが、基本的にかかる人件費どれぐらいだからということで、人件費は当然に積算される。何遍も言うように、これは払われている額ではありません。ある団体、事業でもいいですが、ここと契約するときの基本的な積算上の金額です。その辺をひとつ教えてほしいなと思います。

僕からは以上であります。

○議長（野月忠見君） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

私からは、十和田湖消防署建設に関する件についてお答えいたします。先般十和田市では、昨年行いました公共施設の耐震診断の結果を踏まえまして、公共施設の整備方針を取りまとめたところであります。その中で、十和田湖消防署につきましては、建てかえということの方針を策定いたしました。なお、ではどこに建てるか、いわゆるそういった建設場所だとか、具体的な内容につきましては、来年度以降策定を予定しております公共施設等総合整備計画の中で検討していきたいと考えております。来年度以降ということを申し上げましたが、なるべく早い段階で計画を取りまとめて進めたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当部長のほうから答弁させます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（野月忠見君） 沼田消防長。

○消防長（沼田隆志君） 私からは、まず先に消防署としてどのような機能等が必要であるかについてお答えいたします。

消防庁舎は、業務の特殊性から一般的な執務スペースのほかに消防業務を行うためのスペースが必要となります。主なものとしては、仮眠室、食堂などの生活スペース、消防車両を格納し資機材の点検を行う車庫スペース、装備品等の保管、備蓄スペース、その他ホースの乾燥施設、緊急用消毒室、屋内での訓練や体力錬成を行う体育室などが挙げられ、これらのものを機能的に配備することが必要であります。また、屋外訓練塔や大型タイヤを格納する物品庫、予備燃料等を保管する油庫に加え、消火栓なども必要な施設であります。

次に、新たに設置が必要な機器等についてお答えいたします。長時間対応の非常用発電設備、気象観測装置、体力錬成器具、除雪機などが必要と考えております。

次に、消防側の構想についてお答えいたします。現在の十和田湖消防庁舎は、昭和47年に分署という位置づけで建設されたものであり、現在では人員、車両ともに当時の約2倍の規模となっており、消防庁舎の狭隘化が問題となっております。このことから、新消防庁舎につきましては、全国消防長会から示されている消防庁舎基準面積に基づいた整備を考えております。また、敷地につきましては、消防庁舎前でのホース洗浄や車両点検に加えて、ある程度の訓練のできるスペースが必要と考えており、24時間消防業務を行う防災拠点施設となるよう十和田市と協議してまいりたいと考えております。

次に、水難事故に対して、どのような事故想定で訓練をしているかについてお答えいたします。管内には十和田湖を有することから、潜水班を編成しており、遊覧船やレジャーボートからの落水者を想定し、小型消防救助艇や救助ボートと潜水隊員が連携する水中検索や引き上げ救助訓練を行っております。また、奥入瀬川や六戸町のさつき沼等では、溺水者の救助や中州等に取り残された人を想定した救助訓練を行っております。

次に、山岳での事故想定と、どのような訓練を行っているかについてお答えいたします。山岳遭難では、広い山中での搜索活動を想定し、防災ヘリコプターとの連携に必要なGPSナビゲーションを使用した搜索方法や、地上からの進入が困難な地点へ、防災ヘリコプターから当消防の搜索隊員を現場投入する訓練を行っております。また、十和田警察署に事務所を置く青森県山岳遭難防止対策協議会十和田支部と連携し、山中での

搜索や救助訓練を行うとともに、関係機関からの訓練参加者に対し、応急的な救助方法や応急手当の指導を行っております。そのほかには、雪崩を想定した搜索、救助訓練や、震災で倒壊した建物からの救助救出を想定した訓練を行っております。

次に、違反對象物に係る公表制度のための条例改正の予定と、その実施時期についてお答えします。違反對象物に係る公表制度の実施につきましては、平成25年12月総務省消防庁の通知により、政令指定都市の消防本部を中心として実施することとし、その他の消防本部においては、政令指定都市の消防本部の状況を踏まえ、実施に向けた検討を進めることとされております。11月1日現在、政令指定都市20市のうち8市が実施している状況であります。

当消防本部でも政令指定都市等の実施状況を確認しながら条例改正等について検討してまいりたいと考えております。

次に、立入検査の実施状況についてお答えいたします。この公表制度の対象となるホテル、店舗、病院、福祉施設等に対しては、おおむね年1回立入検査を実施しております。ホテルにつきましては、公表の対象となる違反對象物はありませんが、その他の店舗等につきましては複数の違反對象物があることから、早期に改善するよう指導しております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 母良田教育部長。

○教育部長（母良田篤夫君） 私からは、調理員の賃金についてお答えいたします。

調理員の賃金につきましては、十和田市の単労職給料表の期間雇用職員賃金に準じて算出しております。具体的には、技術を必要とする業務の一般調理員の賃金につきましては、十和田市の期間業務職員の賃金日額5,900円から7,600円に対し、7,000円としており、1時間当たり875円としております。また、危険または特殊技術を必要とする業務の特定調理員につきましては、日額7,800円から9,200円に対し、9,200円としており、1時間当たり1,150円としています。また、学校給食センター期間業務職員取扱規程により、加算賃金として日額、調理師、栄養士などの有資格者に200円、班長に800円、副班長に400円を支給しております。

なお、これまで平成25年に人事院勧告で給料が改定された際、市の期間業務職員の賃金も一部改定されたことに伴って、当センターの調理員賃金も改定しております。今後も算出根拠を明確にするため、十和田市の賃金改定に準じて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 漆坂事務局長。

○事務局長（漆坂直樹君） ごみの収集の委託業務の賃金等についてお答えいたします。

委託業務の給料等の人件費については、広域事務組合単労職給料表の再任用職員の1級と2級を採用しております。1級と2級の業務内容は、1級が収集作業業務、2級が運転手兼収集作業業務となっております。給与額につきましては、1級が月額19万1,700円、1時間当たり1,142円、2級が月額20万2,900円、1時間当たり1,208円となっております。

次に、火葬事業の指定管理費の積算等についてお答えいたします。火葬事業の指定管

理費積算給与等の人件費については、ごみ運搬委託と同様に、広域事務組合単労職給料表の再任用職員1級と2級を採用しております。1級と2級の業務内容は、1級は火葬作業業務、2級は主任兼火葬作業業務となっております。また、2級の主任につきましても、火葬業務全般を管理するものとなっております。給与額につきましてもごみ運搬委託と同額となっております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 14番。

○14番（杉山道夫君） では、消防庁舎のことについて、何点かお聞きしたいと思います。

基本的に庁舎建てかえに向かっている考え方は、理解もできますし、わかりました。私若干年数を逆算してちょっとお話ししたのですが、そんなはずと余裕があるわけではない。集中して1年の中で2つも3つもやることはできないわけでもないけれども、多分合併特例債を使うというようなことも考えれば、もう取り組まなければならないだろう。最初に言ったとおり、完成を考えれば、ことしも含めれば、もう新年度に入ったら動き始めなければならないのかなという感じがしているのですが。年度的な動きについてはまだ正式に決まっていないので、これは確定だという言い方はできないと思うのですが、何か考えがあって、これぐらいのペースでいけるのかなというようなことがあったらお聞かせ願いたいと思います。

それから、2つ目で、具体的な基準は消防庁のほうで示している面積等があるとそれに従うと思うのですが、何だろうなと思ったのは、私が見る限りでは、多分今の十和田湖署には体力つけるために訓練するというのはないのではないかなど。本部のほうといたしますか、こっちへ来てやっているのかもしれませんが。そう、除雪機、見たことないけれども、これはあるのかなど。あるいは非常用の発電機、こういうようなのは必ずなければならないと思うのだけれども。これはもういろんな避難する場所などでも発電機そろえるということですから、そういう専門の物はあると思うのですが、現状ではこれらの整備がどうなっているのでしょうか。

3点目は、これはもう意外と簡単過ぎて忘れてることとか、あるいは時代的な動きもあるのですが、今消防署に女性もいますよね。昔は、例えば県議会、これも女性のトイレがなかった時代がたしかあったのです。その後、今は多分できているかもしれないけれども、何か昔男ばかりと勝手に思っていたので、古い建物だと女性のトイレもそろえないというのがたまにはあるのです。女性職員も見かけたりしますので、これは異動もあつたり何したり、あるいはこれからいろんな女性もふえるということを考えれば、当然これからの施設は全部女性トイレがあるというのは頭の中に入っているだろうと思うのですが、そこら辺は今何名いて、トイレの状況はどうなっているのでしょうか。

それから、訓練のごあい、わかりました。大体大丈夫、対応できるような形でやっているのだなというふうに思いました。いわゆる水中訓練にかかわる部分は、主として消防署の関係者だけで訓練できるのか。遊覧船なんかも活用しなければならない、そのかわりも生じることがあるか。あと多分山岳は、いろんなところとの連携ということで、皆さんが計画したからといってそのとおりにいかない。どっちかという、県だとか、そういう上のほうがやって協力するというスタイルになっているのかなと思うのですが。

実際この水中訓練なんていうのはどのぐらいやっているものですか。年間でどのぐらい行われているのか教えてください。

それから、違反のことです。しゃべることはわかるのですが、私がちょっと気がかかったのは、確かに上からの文書は政令指定都市の実施状況等を見て、市町村等も実施とする、このとおり。ただ、これは行政マンが考えるスタイルなのです。上がやったのを見ながら、県がやったのを見ながらうちも条例決める。これは根本的に違う。広域事務組合で条例を定めなければならないというのは、それぞれ置かれている市町村の現状を見て、高い違法性のものがあるって指示をしても言うことを聞かないとかという、その実情を見て条例制定も考えなければならない。特にたくさんの方が集まっているような施設で危険度が高いもので、何回指導しても改めないときは公権力というか、皆さんが持っていることも活用しながらやる。上がやるからやるというのは、行政マンが一般的にやっている方法。わからないわけではないけれども、これはやはり危険を伴うというのはみずからの置かれている状態をちゃんと見て、もちろん見ているとは思っているけれども。やっぱり判断の仕方は自分たちのところで、放置しておいても、いや放置して大丈夫ではないけれども、それほどせっぱ詰まったほどの危険性が高くないからとまだ見ているならわかるけれども。上がやったからやるというのは基本的にないとは思いますが、違うのでしょうか。

それから、あと人件費の金額、わかりました。これは通告で細かいところはしゃべっていないので、わからなかったらいいのですが、さっき言ったのは地方も活性化しなければならぬ。景気をこう上げたい。給料上げてくれ。これに市町村も私は入っていると理解しているのです。だから、可能なことをやっていく。何か普通は、もう市町村はそれなりにやっているのだから、関係ないみたいに眺めている首長さんが多いのではないかなと思うのだけれども、市町村がやることはないですか。やらなくてもいいのですか。国が求めている給料上げることについて、代表して管理者からそこをちょっとお聞かせください。

○議長（野月忠見君） 西村副管理者。

○副管理者（西村雅博君） まず、杉山議員の1点目、十和田湖消防署に関する建設等に関するご質問にお答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、仮に合併特例債を財源として建設する場合には、27年度から5カ年ですので、31年度には建設が終了しなければなりません。したがって、通常は、基本計画、基本設計、実施設計、建築ということで、5カ年程度かかるのは確かでございますが、その財源含めて今検討中でございます。合併特例債を使うことは確かに最初に決まっていますけれども、使う財源としては若干その年度も変わることもご了解いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野月忠見君） 庶務課長。

○庶務課長（竹ヶ原英夫君） 消防庁舎のスペース関係についてお答えいたします。

現在十和田湖消防署については、隊員の錬成のスペースにつきましては車庫の車両の後ろの狭いスペースで実施しています。また、除雪機につきましては、現在配置されておりません。発電機につきましては、現在の庁舎用の発電機は配置、整備しております。

また、女性職員でございますけれども、今署の全体で1名在職しております。トイレについては、十和田消防署、六戸消防署については女子トイレはございます。しかしながら、十和田湖消防署については、共用の形になっております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 森警防課長。

○警防課長（森 一仁君） 潜水班の訓練についてお答えいたします。

潜水班の訓練は、5月から11月まで月2回で実施しております。その他の期間は、主に救助ボートや潜水器具等の取り扱い、陸上からの救助訓練を実施しております。

以上です。

○議長（野月忠見君） 高野予防課長。

○予防課長（高野明広君） 違反对象物に係る公表制度につきまして、当消防本部が現状を見て判断するようにとのご指摘について、お答えいたします。

東北地方では、10月1日から仙台市消防局が実施しておりますが、青森県内では実施している消防本部がございません。当消防本部では、消防法に基づき、違反对象物に対し命令した際に、違反对象物、消防署の掲示板及びインターネットを利用し、公示しております。また、防火、防災管理上の表示基準に適合しているホテルには、防火対象物に係る表示制度による表示板を提出しております。違反对象物に係る公表制度を実施するまでの間、これらの消防法等による制度を活用し、利用者等に情報提供してまいりたいと考えております。

○議長（野月忠見君） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久君） 私からは、非常勤職員の給料の件についてお答えいたします。

先ほど答弁がありましたとおり、当組合では、市の給料、市に準じて支給しています。市のほうでは、当然のことながら県の人事委員会の答申を受けております。そして、それを受けて、市もそれに準じてやっているということで、さらに民間と行政もその調整を取りながらやっていくということでございますので、仮に今後民間の給料が当然動いたりすれば、恐らくまた人事委員会等も動くこともありますし、そういうことから、これからもそういうことを踏まえながら給料を定めていかなければならない、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野月忠見君） 14番。

○14番（杉山道夫君） この前も、市議会でしゃべったのですが、非正規というか、臨時というか、非常勤の皆さん方の給料は、さっきみたいに単労職の高卒に、基準をそこに定めていると。これは実は私よくわからないのです。そうしなければならないという国の指導があるわけではないし、県の人事委員会の見解があるわけでもない。ただ、それぞれが適当だろうと決めているのである。高過ぎるのかもわからないし、低過ぎるのかもわかりません。ほかの市町村の首長もいらっしゃいますけれども、臨時的な職員についても県内の首長さんたちの皆さんがあえて人事委員会に要請してもいいのでないか。臨時的な立場にある給料の実態についても人事委員会がある程度示せば、県の人事委員会が県内の実情を調査すれば、場合によっては、案外安くなるかも知れません。それだと説明がつくというか、納得がいくというか、わかるのです。もっと高くてもいいと



私は常に思っている。わかるのです。今は勝手にそれぞれ、他の町村からは聞きませんが、単労職の高卒の位置づけになっているか、ちょっとわからない。だから、その根本のところは必ずしも正確、正当性を持ったものでなければ、そのものの動き自体が全部正当性が私はないと思うのです。だから、私最後ですので要望しておきますが、人事委員会が出せば市町村が対応しやすいし、低くなっても、ああ、そうか、みんなと比べれば、これが適正なのかと、こう理解することもできるところだ。今後のために、要望を再度しておきます。いろいろありがとうございました。

○議長（野月忠見君） 以上で杉山道夫議員の質問を終わります。

---

日程第4 認定第1号 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第24 議案第31号 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（野月忠見君） 日程第4、認定第1号 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第31号 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第2号）までの認定6件、議案14件、同意1件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久君） 平成26年第2回定例会の開催に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

認定第1号の平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算総額6,526万9,000円に対し、歳入決算額6,529万78円、歳出決算額6,347万2,355円で、歳入歳出差引額の181万7,723円は、翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第2号の平成25年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算総額14億6,107万4,000円に対し、歳入決算額14億6,276万9,768円、歳出決算額14億4,032万3,952円で、歳入歳出差引額の2,244万5,816円は、翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第3号の平成25年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算総額6億1,166万3,000円に対し、歳入決算額6億599万9,131円、歳出決算額5億9,727万4,037円で、歳入歳出差引額の872万5,094円は、翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第4号の平成25年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算総額8億5,546万3,000円に対し、歳入決算額8億6,496万6,723円、歳出決算額8億858万8,144円で、歳入歳出差引額の5,637万8,579円は、翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第5号の平成25年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算総額1億408万円に対し、歳入決算額1億51

2万7,831円、歳出決算額1億352万5,972円で、歳入歳出差引額の160万1,859円は、翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第6号の平成25年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算総額6,514万3,000円に対し、歳入決算額6,509万9,441円、歳出決算額6,352万7,946円で、歳入歳出差引額の157万1,495円は、翌年度へ繰り越すことになりました。

議案第18号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、平成27年4月1日から青森県市町村総合事務組合に青森市を加入させ、及び同組合の共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えるため、同組合を組織する地方公共団体数の増加及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第19号から議案第24号までの平成26年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、一般会計については、歳入歳出それぞれ11万1,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ7,056万5,000円となりました。

消防特別会計については、歳入歳出それぞれ6億1,559万7,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ19億8,358万9,000円となりました。地方債の補正については、見込み額を計上いたしました。

学校給食特別会計については、歳入歳出それぞれ795万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ6億6,533万4,000円となりました。債務負担行為については、見込み額を計上いたしました。

清掃特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計については、歳入の組み替えであります。

同意第4号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、平成26年8月7日をもって任期満了となっていた新井田秀雄氏を再任するためのものであります。

次に、議案第25号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会勧告等の内容に準じ、職員の給料月額並びに通勤手当及び勤勉手当の支給割合等の改定等を行うためのものであります。

議案第26号から議案第31号までの平成26年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、一般会計及び各特別会計について、給与改定等に伴う人件費をそれぞれ補正したものであります。

一般会計については、歳入歳出にそれぞれ126万5,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ6,930万円となりました。

消防特別会計については、歳入歳出それぞれ557万7,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ19億7,801万2,000円となりました。

学校給食特別会計については、歳入歳出それぞれ256万9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ6億6,276万5,000円となりました。

清掃特別会計については、歳入歳出それぞれ830万1,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ8億8,721万1,000円となりました。

火葬特別会計については、歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ1億368万4,000円となりました。

十和田市消防団事務受託事業特別会計については、歳入歳出それぞれ36万1,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ7,012万4,000円となりました。

以上、本会議に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野月忠見君） 次に、認定第1号から認定第6号までの平成25年度十和田地域広域事務組合各会計歳入歳出決算について、監査委員より審査結果の説明を求めます。

高野監査委員。

○監査委員（高野洋三君） 認定第1号から認定第6号までの平成25年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の対象は、平成25年度十和田地域広域事務組合の一般会計、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、火葬特別会計及び十和田市消防団事務受託事業特別会計の6会計でございます。

審査の期間は、平成26年8月25日から平成26年10月22日までであり、審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見については、次のとおりでございます。決算審査意見書3ページをお開きください。平成25年度一般会計の決算額は、歳入6,529万78円、歳出は6,347万2,355円で、前年度に比べて歳入は0.8%減少し、歳出は4.0%の増加となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の181万7,723円となっております。

また、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計の5会計を合わせた決算額は、歳入31億396万2,894円、歳出30億1,324万51円で、前年度に比べて歳入で0.5%、歳出で1.2%とそれぞれ増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の9,072万2,843円となっております。

なお、当年度末における基金の現在高は、消防施設整備基金が3,607万9,905円、学校給食センター厨房設備整備基金7,946万1,685円、清掃事務財政調整基金が10万5,052円となっております。前年度末に比べて合計額で852万8,900円の増となっております。また、地方債の当年度末における現在高は、十和田市消防団事務受託事業を除く4特別会計を合わせて7億1,381万5,162円となっております。前年度末に比べて7,068万5,663円の減となっております。

平成25年度各会計における総括的な決算状況は以上のとおりでございますが、歳入の大部分が組織市町村からの分賦金であり、また歳出においては限られた予算の中で効

率的な執行に努めており、一般会計及び特別会計とも健全に運営されているものと認められました。当組合が所管する業務は、住民生活に密接に関係しており、事故等により業務の停滞が発生すれば、その影響は重大なものとなることから、事業の現状を的確に分析し、経費節減及び事務事業の合理化に努めるとともに、長期的視点に立った計画的かつ効率的な事業運営を図り、地域住民の快適で住みよい生活環境の実現に一層努力されるよう望むものであります。

以上、平成25年度十和田地域広域事務組合の決算審査意見をご報告申し上げます。

○議長（野月忠見君） 以上で監査委員の審査結果の説明を終わります。

---

#### 日程第4 認定第1号 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（野月忠見君） これより議案の審議に入ります。

日程第4、認定第1号 平成25年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番。

○14番（杉山道夫君） 1つ。二、三年前に当組合の例規のホームページ探せるようにしてほしいと言ったらやるといふ答弁をいただいたと思うのですが、済みません、私ちゃんと点検していないのだけれども、完成したと載っているかどうかわからないのですが、それはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（野月忠見君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木 誠君） それでは、私のほうから杉山議員の質問にお答えいたします。

例規等に関しましては、ただいまデータベース化が終了いたしまして、電子化がほぼ完了しつつあります。それで、今ホームページにアップすべく実際に内容等をもう一度精査かけておりまして、大体それも完了しつつあります。本当は、きょうの議会までに間に合わせて、ホームページ等にアップできればなと思っていましたが、やっぱり微々詳細について見たところまだ欠陥等ございましたので、12月中には必ずアップいたしたいと思っておりますので、ご報告申し上げます。

○議長（野月忠見君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

---

日程第5 認定第2号 平成25年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（野月忠見君） 日程第5、認定第2号 平成25年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

---

日程第6 認定第3号 平成25年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（野月忠見君） 日程第6、認定第3号 平成25年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番。

○14番（杉山道夫君） ちょっと関連で、私予想つかないのであえて聞きますが、教育使用料というのがあるのです。給食の関係で使用料として入るのは何があるのだろうか。よく余り思いつかない。放射能検知器かな、何となく。そんなことしか思いつかないのです。これは、実際何の使用料なのか。

○議長（野月忠見君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（福沢健悦君） ご質問にお答えいたします。

教育使用料というのは、行政財産使用料のことで、施設内にある清涼飲料水とかそういう機械ありますけれども、その使用料でございます。自動販売機でございます。

○議長（野月忠見君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

---

### 日程第7 認定第4号 平成25年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(野月忠見君) 日程第7、認定第4号 平成25年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番。

○1番(舩甚英文君) 最終処分場をきょう勉強しましたけれども、あれのほうは基礎調査を部分委託、十和田の最終処分場と五戸の処分場、2カ所業務委託していますけれども、ここでやろうとしているのはどちらの業者がやっているのでしょうか。その辺。

○議長(野月忠見君) 甲田業務課長。

○業務課長(甲田信二君) ただいまの質問にお答えいたします。

業者としましては、東京に本社がある業者が委託を受託いたしまして、調査しております。市内においては、そのような形での調査報告を全てできる業者がございませんので、東京のほうのコンサルのほうに委託して、指名をいたしまして受託しています。

以上です。

○議長(野月忠見君) 7番、櫻田議員。

○7番(櫻田博幸君) 1点お伺いいたします。

清掃業務のパッカー車の業務と申しますか、ごみ収集の業務について、非常に効率が悪いということをお伺いしております。というのは、業者さんと組合の意思の疎通がうまくいっていないということで、かつてはいろいろな協議会なるもので話し合いがされたということはあったのですが、今なかなかそういった機会も設けられず、スムーズな、いわゆる体制と申しますか、そういったことがうまくいっていないというような話が出ているのですが、その辺の今後いわゆる清掃業務に関する業者さんとの話し合いとか、そういったことを考える、そういった場面を設けるということはしないのか、お伺いしたいと思います。

○議長(野月忠見君) 甲田業務課長。

○業務課長(甲田信二君) ただいまのご質問にお答えいたします。

委託業者と管理者側との意思疎通ということでございましたけれども、一昨年度までは議員おっしゃいました、そのような会が何回かございました。その数年前までは、開いていたらしいのですが、昨年度はそれはなかったようです。その経緯もありまして、今年度、改めまして11月の初めに委託業者関係協議会のほうの14社と、それから私

ども管理者のほう、業務課の懇談会を行っております。今後とも継続して、さまざまなごみの件とかございますので、あわせて年に数回でも開催できていければと考えております。

以上です。

○議長（野月忠見君） おいらせの檜山さん、6番。

○6番（檜山 忠君） 不勉強でちょっと質問の的が合っているかどうかちょっとわかりませんが、質問をいたします。

これは、各会計歳入歳出決算書のほうを見ていただきたいのですが、47ページの清掃のところですが、歳入のほうをまず最初に。清掃の決算書が47ページから48ページ、3款の財産収入の2項財産売払収入、1目生産物売払収入についてであります。当初の予算額が1,862万4,000円です。それが補正予算額が3,033万4000円、計が4,895万8,000円というふうなことになってはいますが、倍以上にはならないのかもしれないですけれども、すごい収入となっておりますが、これはどういう理由でこういうふうな金額になったのでしょうかが1点目です。

そして、2点目なのですけれども、支出のほうなのですが、支出のほうの53ページの1款衛生費、1項施設費の2目収集業務費の13節の委託料ですが、当初予算に対して、不用額が1,808万7,000円になってはいますが、主要施策の成果報告の6ページでは数量が2万5,426トンと前年並みでありました。減額になった理由をちょっとお聞かせ願えればなと思います。

そして、もう一つなのですけれども、その収入のところでもお話ししましたが、53ページの3目分別業務の13節の委託料ですが、予算比ですと約12%の不用額、333万8,150円ということになってはいますが、収入が増額ならば、私は考えているのは経費も増額になるのではないかなと思います。この理由を教えてくださいませんか。

○議長（野月忠見君） 業務課長。

○業務課長（甲田信二君） ただいまのことについて、お答えいたします。

まず、第1点目ですけれども、生産物の売払収入、当初予算が1,862万4,000円に対して、補正で3,033万4,000円、計にして4,895万8,000円、それは最終的には、収入済額として5,112万482円ということで、当初の予算に比べて、補正ではかなりアップしているのではないかとということですが、こちらに関しましては、当初の予算を計上するときには全体の中で大体3割程度を、3割程度とは前年度の3割という形で見っております。というのもこのごろ物価の上昇とか、その変動によりまして、売り払いする際の金額の増減に余りにも幅があり過ぎるというようなことから、当初予算の際には収入も少なく見ているというような形になっております。

続きまして、第2点としまして、最終的な予算額の中の金額ですけれども、こちらの理由は、主な内容といたしましてはごみ処理施設維持管理費、こちらの委託のほうでおよそ420万円の減、それとセメントの原料化業務委託、こちらのほうが245万3,000円の減、そういった減となっております。それぞれの委託の際の入札減というふうな形の中での金額の減となっております。

続きまして、瓶のほうですけれども、こちらのほうも同じような形で、瓶の収集の分

別業務、こちらが入札減、容器の圧縮などの業務委託、こちらのほうも業務の減に伴いました業務委託料の減というような形で、業務委託料の減の形での最終的な決算額の減となります。

以上です。

○議長（野月忠見君） 檜山さん。

○6番（檜山 忠君） 何かちょっと私が聞いているには納得しないところが、説明がちょっと聞き取れなかったような気がしますけれども、確かに最初に立てた予算が少なかったというふうなことでこういうふうな結果になるといっても、こんなに3倍、最終的には5、120万円というふうなことになるのでしたら、もしできたらですね、もう少し幅を持ってもいいのではないのでしょうかと、そういうふうにも思います。

また、もしこういうふうに入りが上がってくるのであれば、もう少しこれに力を入れて、この部分を、回収業務をしっかりと業務として収入を上げる方法のやり方をしていけばいいかなと思ひ、そういうふうには私は考えを持って質問をいたしました。

それで、確かに経費とかの関係が少なくなっているというふうなことは、これは収入が多くて経費が少ないということ、これはすばらしいことだとは思ひます。それでもやはりいろんな面でこれは経費の減となるということは、人員削減とか、いろんなものにつながっていくのでして、そういうふうなことをないように、事故がないようにしていただきたいというふうなことを要望して、質問を終わります。

○議長（野月忠見君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

---

## 日程第8 認定第5号 平成25年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（野月忠見君） 日程第8、認定第5号 平成25年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

---

日程第9 認定第6号 平成25年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（野月忠見君） 日程第9、認定第6号 平成25年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

---

日程第10 議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（野月忠見君） 日程第10、議案第18号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第19号 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

- 議長（野月忠見君） 日程第11、議案第19号 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

---

日程第12 議案第20号 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）

- 議長（野月忠見君） 日程第12、議案第20号 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第21号 平成26年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）

○議長（野月忠見君） 日程第13、議案第21号 平成26年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第22号 平成26年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）

○議長（野月忠見君） 日程第14、議案第22号 平成26年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第23号 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）

○議長（野月忠見君） 日程第15、議案第23号 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第24号 平成26年度十和田地域広域事務組合十  
和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（野月忠見君） 日程第16、議案第24号 平成26年度十和田地域広域事務組  
合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 同意第4号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の  
任命について

○議長（野月忠見君） 日程第17、同意第4号 十和田地域広域事務組合教育委員会委  
員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

日程第18 議案第25号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第18、議案第25号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第26号 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（野月忠見君） 日程第19、議案第26号 平成26年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第27号 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）

○議長（野月忠見君） 日程第20、議案第27号 平成26年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第28号 平成26年度十和田地域広域事務組合学  
校給食特別会計補正予算（第2号）

○議長（野月忠見君） 日程第21、議案第28号 平成26年度十和田地域広域事務組  
合学校給食特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第29号 平成26年度十和田地域広域事務組合清  
掃特別会計補正予算（第2号）

○議長（野月忠見君） 日程第22、議案第29号 平成26年度十和田地域広域事務組  
合清掃特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第30号 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第2号)

- 議長(野月忠見君) 日程第23、議案第30号 平成26年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(野月忠見君) なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(野月忠見君) なしと認めます。  
これより採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第31号 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第2号)

- 議長(野月忠見君) 日程第24、議案第31号 平成26年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番。

- 14番(杉山道夫君) 69ページ、本当は消防会計で聞いたほうがいいと思ったのですが、あれっと思ったのは、一番下のところに高卒の初任給は国と同じなのですが、大卒は国の公安職と比べて違うのです。いや、私は、全部同じでないかと勝手に理解していた。関連で消防会計のほうのものを見ても同じ記載。これは、どうなっているのというのと、何ですかと、わかる範囲でいいです。

- 議長(野月忠見君) 庶務課長。

- 庶務課長(竹ヶ原 英夫君) 消防職員の給料についてお答えいたします。

消防職員の給料については、この表に記載されているとおり、国の公安職を参考にして設定されております。なお、大学卒の給料18万9,800円、国の決め方と大分違うのではないかというようなご質問でございますけれども、青森県内の各消防本部の給料と同額の給料を設定しているという状況でございます。

以上でございます。

- 議長（野月忠見君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
- 

日程第25 議員提出議案第1号 十和田地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

- 議長（野月忠見君） 日程第25、議員提出議案第1号 十和田地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。  
お諮りします。本案については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） 異議なしと認めます。  
よって、議員提出議案第1号については提出理由の説明を省略することに決定いたしました。  
それでは、日程第25、議員提出議案第1号 十和田地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） なしと認めます。  
これより採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。  
よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。
- 

開 会

- 議長（野月忠見君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全てを終



了しました。

よって、平成26年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。  
まことにご苦労さまでした。

午後3時58分 開会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 野 月 忠 見

同 議 員 高 坂 隆 雄

同 議 員 樽 山 忠

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長

同 議 員

同 議 員